

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法施行規則等の改正について

平成 2 1 年 2 月 3 日
厚生労働省老健局振興課

この度、厚生労働省では、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係省令・告示の改正を行う予定です。

このため、当該改正につき、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法施行規則等の改正に関する意見」と明記してください。

○ インターネットの場合（ここをクリックしてください）

※ 入力フォームの「※件名」欄に「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法施行規則等の改正について」と入力してください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3503-7894

厚生労働省老健局振興課あて

○ 郵送の場合

〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局振興課あて

2 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所・年齢・職業を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

3 意見提出の締め切り日

平成21年3月4日（必着）